

河川堤防の刈草を活用してみませんか？ ～河川敷地で発生する刈草を無料提供します～

国土交通省仙台河川国道事務所では、管理する阿武隈川流域及び名取川流域の堤防除草により発生する刈草を無料で提供します。

河川敷地から発生する刈草は、堆肥化利用や家畜への飼料等に利用出来るため、有効な資源をより多くの方々に活用していただくために、無料で提供する取り組みを実施することにしました。

仙台河川国道事務所が管理する河川は、阿武隈川（宮城県内）、白石川、名取川、広瀬川、策川の5河川、管理総延長は73.5kmとなっております。

堤防除草は、堤防の状態監視や異常の早期発見を目的に、年2回を標準（1回目：5月～7月中旬、2回目：9月～11月）に実施しております。

これまで、除草した刈草は処分場等で適正に処理しておりましたが、堆肥化や家畜飼料等へ利用できるため、CO₂削減や有機物循環利用の推進を図る観点から、希望する地域の皆様へ刈草を無料で提供し、ご活用していただく取り組みを行うことにしました。

提供の方法等については、別紙1をご覧ください。

<添付資料>阿武隈川及び名取川の刈草を無料で提供いたします！

※発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

国土交通省 仙台河川国道事務所
仙台市太白区郡山5丁目6-6

河川管理課長	ホリイ 堀井	カズヤ 一保	Tel (022)-248-4131
岩沼出張所長	オイカワ 及川	テルヒロ 輝浩	Tel (0223)-22-2801
角田出張所長	ヤマカ 山中	ユウイチ 勇一	Tel (0224)-63-2315
名取川出張所長	オオバ 大場	ケイスケ 啓介	Tel (022)-248-2249

刈草提供注意事項

1. 提供の方法

- ・別紙2 刈草提供申込書に必要事項をご記入の上、次の担当出張所に持参願います。
また、指定場所は調整の上、担当出張所より指定いたします。
なお、刈草の提供にあたっては、指定する場所から各自で積込・運搬することとなります。

①岩沼出張所（担当区間：河口～角田市境）

〒989-2441 岩沼市館下一丁目2-9

Tel (0223)-22-2801

②角田出張所（担当区間：柴田町境及び亙理町境～丸森橋）

〒981-1523 角田市梶賀字高畑北322番地3

Tel (0224)-63-2315

③名取川出張所

（担当区間：河口～名取川頭首工、策川合流点～唐松橋、広瀬川合流点～広瀬橋）

〒982-0003 仙台市太白区郡山字源兵衛東63番

Tel (022)-248-2249

2. 刈草について

- ・刈草は、1回目（5月～7月中旬）、2回目（9月～11月）の年2回の除草を標準とし、梱包機によって梱包された状態（直径約50cm 幅約70cm 重量20kg～30kg）で置いてあります（天候等の事情により、変更する場合があります）
なお、梱包機の使用が出来ない場所もありますので、詳細はご相談ください。
- ・刈草には、芝、イタドリ、ヨシ等が混在しておりますので、ご了解ください。
（引き取り後の刈草に関するクレームはご遠慮ください）
- ・刈草は、作業時にゴミ等が混入しないように注意していますが、使用にあたっては十分留意願います。

3. 提供にあたっての注意点

- ・刈草は、地域の皆さんに広く活用していただくことを目的としておりますので、お一人での独占、無断持ち帰り等がないようにお願いします。
- ・引き取った刈草は、違法行為（不法投棄、転売等）のないようにしてください。
- ・時期や場所によっては、希望する量が確保出来ない場合がございますので、予めご了承願います。
- ・堤防上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようお願いいたします。
- ・刈草のお持ち帰りに際しては、堤防保護のため堤防法面へ車両乗り入れをしないようご注意ください。
なお、積込・運搬時の事故及び配布後の使用等については、国土交通省は一切責任を負うことはできませんので、ご承知頂くとともに、事故の無いように十分注意して頂くようお願いいたします。

刈草提供申込書

申請月日	平成 年 月 日
住 所	
氏 名	(代理人名:) ※当日代理の方が引き取りに来る場合は代理人名も記入願います。
連絡先	
利用目的	家畜の飼料・敷ワラ・堆肥・その他()
希望量	
積込・運搬方法	

引き取った刈草は、違法行為(不法投棄、転売等)のないよう責任を持って管理し、上記申し込み事項、並びに注意事項(別紙-1)に基づき有効利用することを確約します。

国土交通省 東北地方整備局
仙台河川国道事務所 ○○出張所長 殿

氏 名:



個人情報の保護

上記申請書で得た個人情報は刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません(仙台河川国道事務所)

阿武隈川及び名取川の刈草を無料で提供いたします！

●提供方法

ご希望の方は、担当出張所に住所、氏名、利用方法等必要事項を申込書に記入、持参の上、申込み願います。

- ①刈草は現地に梱包した状態で置いてあります。ご希望の方はご自分で積込・運搬をお願いします。
- ②時期や必要な量によっては、十分な量が確保出来ない場合もございます。予めご容赦ください。
- ③刈草は作業前及び作業中にゴミ等が混入しないように注意しますが、使用にあたっては十分注意してください。
- ④詳しくお知りになりたい方は、担当出張所までお問い合わせください。

●提供期間

平成21年5月下旬～11月下旬(予定)
※天候等の事情により変更する場合があります。

堤防除草の必要性及び提供理由

仙台河川国道事務所では、堤防の状態監視や異常の早期発見等を目的に、年2回を標準に堤防除草を実施しております。

これまで、除草した刈草は処分場等で適正に処理しておりましたが、堆肥化や家畜飼料等へ利用できるため、CO2削減や有機物循環利用の推進にもつながるものと考えます。



仙台河川国道事務所

刈草提供までの流れ

刈草は以下の写真のとおり、梱包した状態にしておきます。



写真 梱包作業中の刈草の状態

梱包後の刈草について

直径 約50cm

幅 約70cm

重量 約20～30kg

提供ご希望の方は以下の作業が伴います。

提供場所※までの移動



梱包後の刈草の積込作業



ご使用される場所までの運搬作業

※ 提供場所については、各担当出張所で指定いたします。

※担当出張所(問い合わせ先)

刈草提供申込書提出後に、除草状況、希望量等に応じて提供場所、日時をお知らせします。

担当区間: 河口～角田市境

岩沼出張所



〒989-2441
岩沼市館下一丁目2-9
Tel (0223)-22-2801

担当区間: 柴田町境～丸森橋
亘理町境～丸森橋

角田出張所



〒981-1523
角田市梶賀字高畑北
322番地3
Tel (0224)-63-2315

担当区間: 河口～名取川頭首工
笹川合流点～唐松橋
広瀬川合流点～広瀬橋

名取川出張所



〒982-0003
仙台市太白区郡山
字源兵衛東63番
Tel (022)-248-2249